

令和7年9月市議会定例会議

建設水道常任委員会資料

議案第90号	福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
議案第91号	福島市営住宅等条例の一部を改正する条例制定の件	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 3
報告第23号	専決処分報告の件		
	・専決第16号 損害賠償の額の決定並びに和解の件	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 4
	・専決第17号 損害賠償の額の決定並びに和解の件	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 5

都市政策部

議案第90号 福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

議案書 P.34~35

改正内容 1【施行日：公布の日】

マンション管理計画※の変更認定申請にかかる手数料負担を軽減するため、手数料の細分化を行う。

※マンション管理計画…マンションの管理組合の運営、管理規約、経理、長期修繕等について定める計画。マンションの管理組合が作成し、地方公共団体が認定する。認定を受けたマンションを対象とした税の優遇措置等がある。

手数料の対象事務	マンション管理計画に変更が生じた場合の変更認定申請の審査	
改正前	1件につき16,600円	
改正後	管理組合の運営に係る事項に変更が生じた場合	3,100円
	管理規約に変更が生じた場合	2,600円
	管理組合の経理に係る事項に変更が生じた場合	2,900円
	長期修繕計画に変更が生じた場合	6,100円
	その他に変更が生じた場合	1,900円

変更の箇所数や内容を問わず、一律で徴収
 → 管理組合理事長の交代など、一部のみの変更、頻繁に生じる変更であっても、この金額を徴収
 → **手数料の負担が大きい**

各項目の変更の審査に要する時間のモデル(国土交通省による試算)により、16,600円を按分 → 変更の箇所数や内容に応じた手数料のみ負担
 → **手数料負担を軽減 → マンション管理計画の策定促進 → マンションの適正管理推進**

改正内容 2【施行日：下図の法律改正の施行日と同じ日】

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」※が改正され、新たな条項の追加が行われたことに伴い、「福島市手数料条例」で引用する法律の条項のずれが生じたため所要の改正を行う。

※マンションの管理の適正化の推進に関する法律…マンションの管理の適正化を推進するため、マンション管理計画の認定制度、マンション管理士制度等を定める法律

【改正箇所：福島市手数料条例 別表第1の11の2】

事務	名称	金額
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3第1項(同法第5条の6第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	マンション管理計画認定等申請手数料	1件につき3,600円
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	マンション管理計画変更認定申請手数料	「改正内容1」のとおりに

法律改正(1)
 施行日：R7.11.28
 新たな条項が追加され、**条例で引用する条項が後ろにずれる**

第5条の3 → 第5条の13
 第5条の6 → 第5条の16
 第5条の7 → 第5条の17

法律改正(2)
 施行日：公布から2年以内
 新たな条項が追加され、**条例で引用する条項が後ろにずれる**

第5条の13 → 第5条の15
 第5条の16 → 第5条の18
 第5条の17 → 第5条の19

※改正法の施行日が2つに分かれており、これに合わせて条例改正の施行日も分かれる

議案第91号 福島市営住宅等条例の一部を改正する条例制定の件

議案書 P.36~37

改正内容 1【施行日：公布の日】

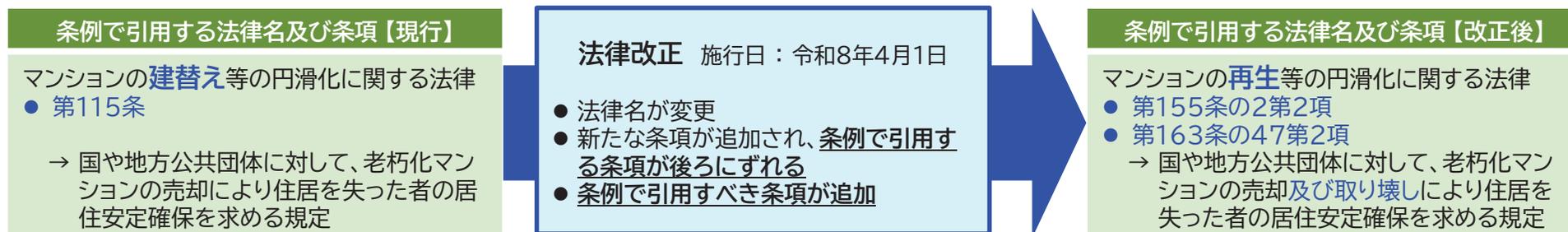
小学校にかかる定義規定の改正を行う。

改正前	小学校の始期に達するまでの子供
改正後	小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。)就学の始期に達するまでの子

改正内容 2【施行日：令和8年4月1日】

「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」※が改正され、**法律名の変更及び新たな条項の追加**が行われたことに伴い、「福島市営住宅等条例」で引用する法律の条項のずれ等が生じたため所要の改正を行う。

※マンションの建替え等の円滑化に関する法律…老朽化マンションの倒壊等を防ぐため、**老朽化マンション対策(建替え、売却等)の手続き等**を定める法律



改正内容2にかかる福島市営住宅等条例新旧対照表

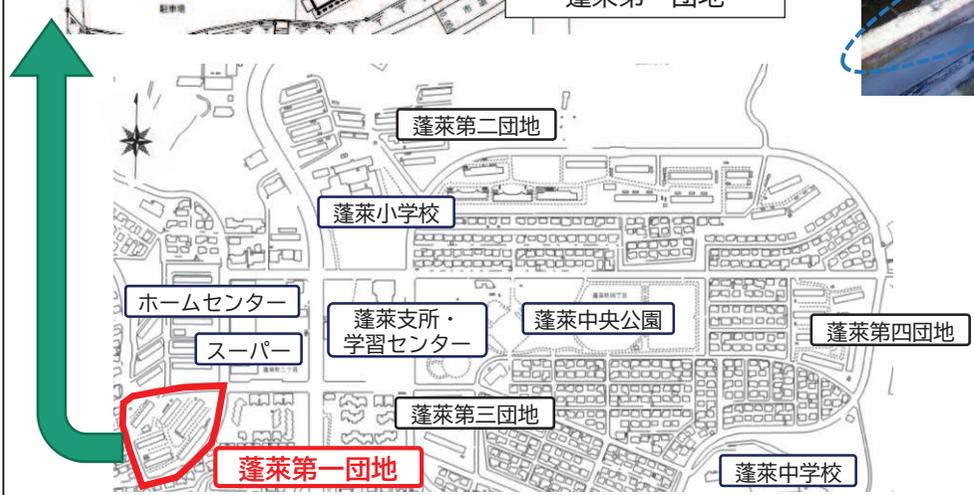
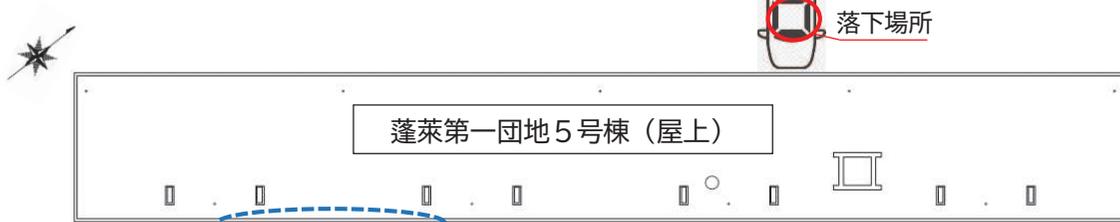
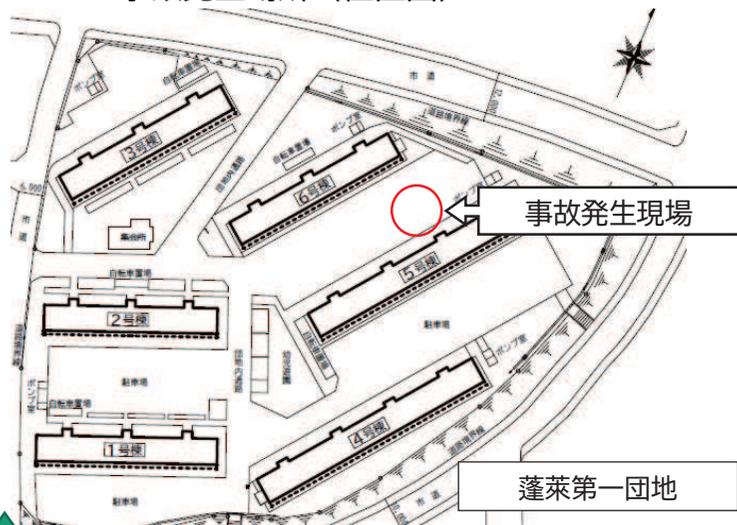
新	旧
(マンションの再生等の円滑化に関する法律第155条の2第2項及び第163条の47第2項の規定に基づく措置) 第6条の2 市長は、 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> (平成14年法律第78号)第155条の2第2項及び第163条の47第2項の規定に基づき、 <u>同法第2条第1項第21号に定める売却マンション、同項第22号に定める除却敷地売却マンション又は同項第26号に定める除却マンション</u> に居住していた区分所有者及び借家権者(以下この条において「区分所有者等」という。)の居住の安定の確保を図るため、区分所有者等に対する市営住宅への入居に係る必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 (略)	(マンションの建替え等の円滑化に関する法律第115条の規定に基づく措置) 第6条の2 市長は、 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> (平成14年法律第78号)第115条の規定に基づき、 <u>マンション敷地売却決議がされた同法第102条第1項の認定を受けたマンション</u> に居住していた区分所有者及び借家権者(以下この条において「区分所有者等」という。)の居住の安定の確保を図るため、区分所有者等に対する市営住宅への入居に係る必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 (略)

専決第16号 損害賠償の額の決定並びに和解の件

- 1 事故発生の日時 令和7年3月26日(水曜日)午前11時00分頃 天候:晴れ(暴風警報発令中)
- 2 事故状況等 蓬萊第一団地5号棟屋上の防水シートが強風にあおられ、シートを押さえていたL型金物が破損し、敷地内に駐車中の相手方車両に落下、相手方車両が破損した。
- 3 損害賠償額 車両損害額 289,000円の10/10 289,000円

事故発生場所(位置図)

事故発生略図及び写真



事故車両



(参考) 落下物

落下箇所

専決第17号 損害賠償の額の決定並びに和解の件

- 1 事故発生の日時 令和7年3月26日(水曜日)午後1時30分頃 天候:晴れ(暴風警報発令中)
- 2 事故状況等 蓬萊第二団地13号棟屋上の煙突雨除け板が強風にあおられ破損し、敷地内に駐車中の相手方車両に落下、相手方車両が破損した。
- 3 損害賠償額 車両損害額 295,779円の10/10 295,779円

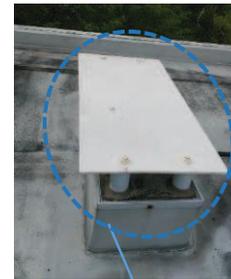
事故発生場所(位置図)



蓬萊第二団地



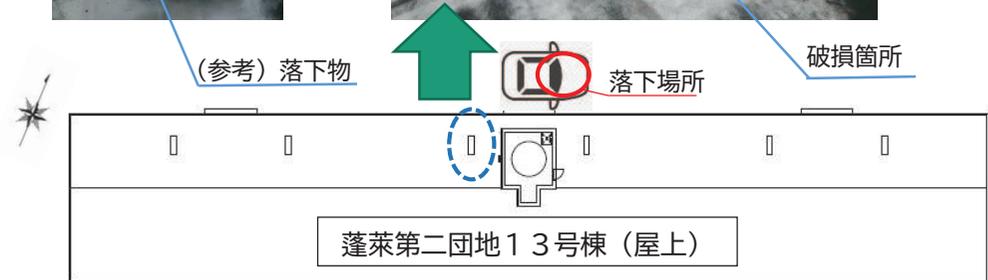
事故発生略図及び写真



(参考) 落下物



破損箇所



蓬萊第二団地13号棟(屋上)

事故車両



落下物

落下箇所

